



インドネシアにおけるセカンドホームビザについて

2022年12月
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二

インドネシア法弁護士 Prisia Sitompul

1. はじめに

財務省および入国管理局は、法務人権省における入国管理サービスの種類と費用に関する非課税国家収入に関する財務大臣規則第9/PMK.02/2022号およびビザおよび限定セカンドハウス滞在許可の付与に関する2022年移民局長通達第IMI-0740.Gr.01.01号を発行しました。この規定によれば、インドネシアに居住を希望する外国人は、従来のビザに加え、新たに「セカンドホームビザ」を利用することができるようになります。



2. セカンドホームビザとは？

セカンドホームビザとは、一定の条件を満たした上で、インドネシアに5年または10年永住する外国人またはその家族に与えられる非就労ビザを言います。

3. 誰がこのビザを申請できるのですか？

このビザを申請できるのは、インドネシアに来る以下の外国人です。

- 投資家

- 旅行者

- 高齢者・リタイア後の観光客

セカンドホームビザを取得した場合、子供、配偶者、両親のビザを申請することも可能です。

4. 応募方法・条件

必要な書類:

- パスポートのコピー（有効期限が36ヶ月以上あるもの）
- 申請者またはスポンサーの銀行口座（インドネシア政府系銀行に限る）に2,000,000,000ルピア（20億ルピア）以上の資金があること、またはその相当額を証明するもの(残高証明書)
- 最近のカラー写真（4cm×6cm）で、背景が白のもの
- 職務経歴書

申請者またはスポンサーは、以下を添付して申請することにより、帯同者のためのセカンドホームビザを申請します。

- パスポートのコピー（36ヶ月以上有効なもの）
- 最近のカラー写真（4cm×6cm、背景は白）
- 夫、妻、子供、両親の有効なセカンドホームビザまたはセカンドホーム一時滞在許可証
- セカンドホームビザまたはセカンドホーム滞在許可証の保有者と家族関係にあることを証明するもの

1. セカンドホームビザまたは滞在許可証を持っている夫／妻の婚姻証明書、または



- 外国人がセカンドホームビザまたは滞在許可証の保持者の親または子供であることを記載した出生証明書または家族カード（既に英語で記載されている場合を除き、宣誓した翻訳者によってインドネシア語に翻訳されたもの）。

スポンサーまたは外国人は、オンラインビザ承認申請を通じてセカンドホームビザを申請することができます (<https://visa-online.imigrasi.go.id/>)。

◆One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal



Prisilia Sitompul(プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

sitompul.prisilia@oneasia.legal